

## 「法治国家」の確立をめざして

### －新興国ベトナムにおける地方アーカイブズの機能と役割

大野 美紀子

#### はじめに

ベトナム社会主義共和国は 1986 年ドイモイ（刷新）路線採択後に市場経済化へ舵を切り、1995 年ASEAN加盟によって国際社会へ名実ともに復帰、現在ではアジアの新興国として著しい経済発展を遂げている。一方、内政面においても憲法に規定された「人民のための、人民による、人民の社会主義法権国家」すなわち社会主義国家体制の枠内における法治国家をめざして一連の法・行政改革が遂行され<sup>1</sup>、ドイモイ以前の共産党・国家官僚機構による統治（「党治」・「人治」[白石 2000: p16]）優先から法規に基づく「法治」国家確立へのあゆみは<sup>2</sup>、公文書行政の領域では 1996・2008 年の法規規範文書公布として結実している<sup>3</sup>。本稿は、公文書行政に関係が深いアーカイブズを対象として、現今のベトナム国内で推進されている法治国家への歩みの中でアーカイブズがどのような機能を果たしているかを考察するとともに、国家体制におけるアーカイブズ制度の位置づけを再認識していこうとする試みでもある。

ここでは、まず国家アーカイブズとその位置づけを概括し、次に、地方アーカイブズの現状に焦点をあてて紹介する。地方アーカイブズは情報不足もあって看過されがちであるが、近年ベトナムの法・行政改革がもっとも力を注いでいる対象は地方行政であり、その一連の動きの中に当然ながら地方アーカイブ

ズの整備が含まれている。このように中央－地方を縦断してアーカイブズ制度を俯瞰することによって、ベトナムという国家機構におけるアーカイブズの特徴をより明確に提示することができるであろう。

本稿を書き進めるにあたって、筆者がベトナムにおけるアーカイブズ制度に関心を持つに至った個人的経緯にふれておきたい。日本人にとって、アーカイブズ利用目的の多くは歴史資料閲覧ではないかと思われる。筆者も留学中の 1992 年にホーチミン市の第 2 国家アーカイブズセンターで 19 世紀グエン朝期土地登記文書の閲覧を申請したことがある。ところがこの申請は却下された。これは筆者に限ったことではなく、当時内外のベトナム史研究者は新たに発見された土地登記簿をはじめとする村落文書に多大の関心を寄せていたが、その閲覧申請はアーカイブズを所管する内務省によってことごとく却下されていた。その理由は明示されなかったが、ベトナム側研究者からの伝聞によると「土地の権利問題が絡んでいるから公開できない」とのことであった。王朝期土地登記文書が現在まで影響を及ぼすとは考え難く、この伝聞がどこまで実態を反映していたのか、にわかには判定し難いが、本件は筆者にとってベトナム－日本間のアーカイブズについての認識の相違を感じさせられる経験となった。ベトナムでは、アーカイブズとは単に歴史資料を保存してい

る保管庫ではなく、公文書を必要ときに現実の運用に供するために一時保管している機関であり、所蔵資料は公文書である限り、歴史資料として非現用文書―「死んだ」記録となっても、何らかの機会に「生き返り」現用文書として復活する可能性がある」と認識されているように思われる。

## 1. アーカイブズ制度の概要

本章では国家アーカイブズをトップに戴いた中央―地方ヒエラルキーを構成するアーカイブズ制度の概要を紹介したうえで、ベトナムにおけるアーカイブズ制度の特徴を概括する。

ベトナムにおけるアーカイブズ制度の歴史は長く、グエン朝に至る歴代中国型諸王朝と19世紀後半フランス植民地行政の双方から継承したアーカイブズの蓄積の上に、1945年以後現在に直結するアーカイブズ制度が形成されている。1945年以降は、インドシナ戦争を発端とする南北分立によって、異なる体制が並立し、また1975年に北部の社会主義政権下に国土は統一されたが、その体制はドイモイ以降(1986-)変化した。こうした歴史的経緯に伴って、法政・行政はもちろんのことアーカイブズ制度も複雑な経緯を辿った。本稿では冒頭に述べた「社会主義的法治国家」下におけるアーカイブズ制度の考察を眼目とするため、1945年をもってアーカイブズ制度の端緒とする<sup>4</sup>。

現行のアーカイブズ制度は1945年9月ベトナム民主共和国臨時政府によって教育省轄「国家図書館・アーカイブズ」(Nha Lưu trữ Công văn và Thư viện)が設立され<sup>5</sup>、続く1946年当時の国家主席ホー・チ・ミンはNo.1C-VP通達をもってこれまで保存されてきた国家建

設に関する資料の特別な価値を強調し、審査権をもつ機関の許可なく文書資料を廃棄・破損することを厳禁した。このように独立を宣言したばかりのベトナム民主共和国政府(北ベトナム)はいちはやく植民地期公文書の保全に努めたものの、フランス軍が再占領した南部には及ばなかった。その後1962年No.102/CP議定によって教育省から首相府に移管され、それに伴い名称もアーカイブズ局(Cục Lưu trữ)に変更された。戦時中の被害はアーカイブズにも及び、資料保存のために避難を余儀なくされたこともあった。南北統一後1977年旧ベトナム共和国(南ベトナム)が管轄していたアーカイブズをその傘下に統合した。1982年国会において国家アーカイブズ資料保存に関する法令が通過し、同法令の第14条と84年閣僚評議会No.34/HDBT議定によって文書保存局は閣僚評議会へ移管され、その職能・義務・権限・組織が決定された。1992年以降政府機構とその直属機関を削減するため政府組織幹部委員会(現・内務省)に移管され、名称も国家アーカイブズ局(Cục Văn thư và Lưu trữ Nhà nước)と改められ、今日に至っている。

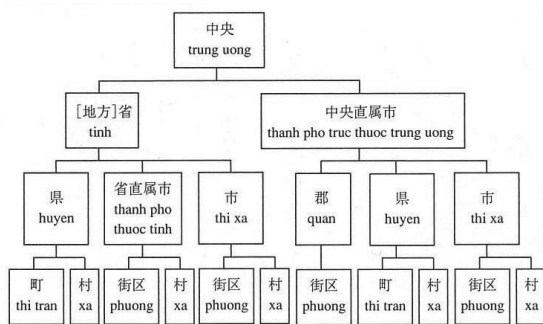
現在国家アーカイブズ局の機構は、直属17機関を有し、うち7機関が補助業務、10機関が行政常務に当たっている。職員数は、設立当初10数名であったが、現在では300名以上に増員し、うち半数が大学卒・大学院修了レベルである。

同局が直接保存・管理しているのは国家的価値があると認められた資料であり、その総量はファイル延長で換算すると約30km<sup>6</sup>、媒体は紙が中心であるが、フィルム・テープによる録画・録音資料も含まれ、また、印刷に用いられた版木もある。記載言語は、漢文・

チューノム、フランス語、ベトナム語の各言語にわたり、15世紀から現在にいたる機関、組織、個人、家庭、有名氏族の活動過程で形成された資料を所蔵している。

資料の保管は国内3地域4箇所に分立したアーカイブズセンター（Trung tâm Lưu trữ）が分担し、その他に資料保存センターがある。首都ハノイに第1、第3アーカイブズセンター、南部ホーチミン市に第2アーカイブズセンター、中部ダラット市に第4アーカイブズセンターが置かれている。

ベトナムにおけるアーカイブズ制度の特徴は、第一に上述の内務省管轄国家アーカイブズ局を頂点として中央から地方末端に至るアーカイブズ階梯組織と、アーカイブズの専門分野を有する組織機関、例えば中央省庁とその地方省レベル機関となる各局、あるいは各大衆組織に設置されているアーカイブズ担当部門によって、縦横にアーカイブズネットワークを形成していることである<sup>7</sup>。



(注) 92年憲法第118条に基づいて作図。

図1. 中央・地方行政機構 (出典 [白石 2000: 19])

第二に、国家アーカイブズ局は単に国家級の重要資料の保存・管理業務に留まらず、上述のアーカイブズネットワーク上の頂点にあって、国内すべてのアーカイブズに対する指導・運営を担っている。国家アーカイブズ局の職能・権限は過去数度にわたって拡大され

てきたが、2001年に制定されたアーカイブズ法により、ドイモイ後の国内状況に応じた形でアーカイブズ事業を発展させる法的根拠が確立された<sup>8</sup>。

1997年首相府による No.726/TTg 指示によって、地方末端レベルまで何らかのアーカイブズ機能設置が義務付けられている。次章において、地方アーカイブズの現状を報告する。

## 2. 地方アーカイブズの現状

地方アーカイブズの現状として本稿が紹介するロンアン省は、ベトナム最大の経済都市ホーチミン市西方に位置する。省を横断する国道沿いには国内外の工場が林立し、ホーチミン市のスプロール化現象と相俟って、省内中央の急激に都市化が進む地域と、南方・北方の純農村地帯に二極化している。経済発展は地方行政が担う文化行政にも余恵をもたらし、図書館や文化遺跡の修築・拡充がなされている。

以下に地方行政階梯の各レベルにおけるアーカイブズの現状を順次報告していく<sup>9</sup>。

### 2.1. 省レベル

ロンアン省アーカイブズ支局（Chi cục Văn thư Lưu trữ）は、前章で紹介した国家アーカイブズに直属する省レベルの地方機関として、同省アーカイブズ組織のトップに位置し、直下の県・村レベル行政機関及び中央省庁の省出先機関となる各局・組織すべてのアーカイブズ部門を統括する。

同支局は、1995年まで省人民委員会と人民評議会の事務室直属アーカイブズ室（phòng Lưu trữ）であったが、1998年現内務省通知によりアーカイブズセンター（Trung tâm Lưu trữ）に昇格し、その職能も拡大されて省内全域の

公文書管理業務を担うこととなった。

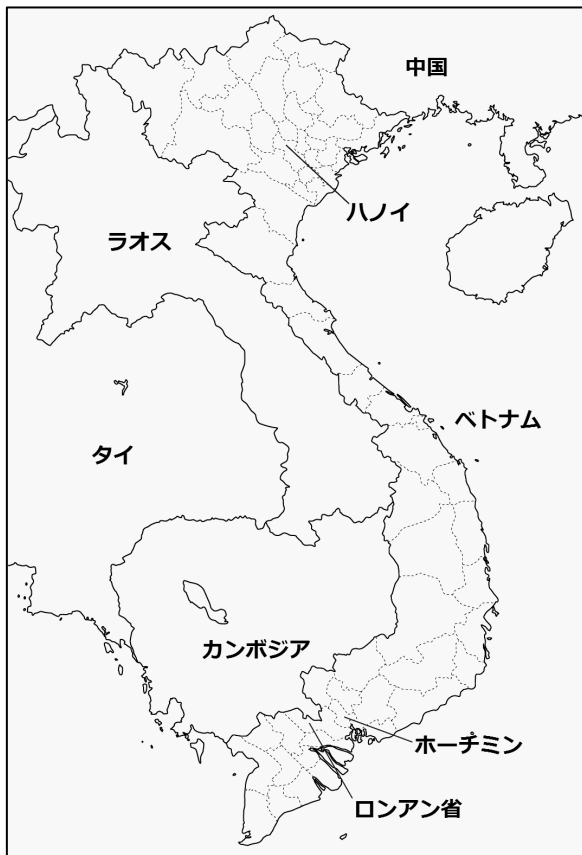


図 2. ベトナム行政地図

2005 年、内務省直下のアーカイブズが、地方における各機関組織すべてにアーカイブズ業務に関する指導を行うことが決まると、同アーカイブズセンターも従前の歴史資料管理業務に加えて、省内各機関組織すべてに対して省内アーカイブズ事業に関わる業務指導を担うこととなった。続く 2007 年、同アーカイブズセンターは省人民委員会直属事業単位として現在の場所に独立の建物を構えた。2008 年、同アーカイブズセンターは省人民委員会から内務省地方機関である内務局 (Sở Nội vụ) に移管され、2010 年にはアーカイブズ支局組織に編成替えされて現在に至っている。その際職員数も当初の 3 名から大幅に増員され、現在アーカイブズ支局内では内務局副局長が

文書局長を兼任し、副局長以下 12 名の職員を擁している。職員は、大卒が 4 名 (うち大学の歴史学科にあるアーカイブズ専攻卒業が 2 名)、またハノイのアーカイブズ高等専門学校卒 1 名、その他の職員もホーチミン市のアーカイブズ中等学校を修了している。



写真 1. ロンアン省アーカイブズ支局

アーカイブズ支局は、事務を担当する総務室 (3 名)、資料整理業務を担当するアーカイブズ管理室 (2 名)、資料の閲覧・受入を担当するアーカイブズセンター室 (6 名) からなるが、独立した文書庫がないため依然として省人民委員会内の文書庫を利用している。ただし、文書庫新築計画と経費は既に決定しており、建築予定地が決まり次第着工を予定している。

同支局は、省の歴史的に重要な公文書を保管するに留まらず、省内アーカイブズ部門に対して公文書管理・保存業務の啓蒙・指導、公文書管理担当者に対するアーキビスト研修を重要な職掌としている。

アーカイブズ支局が現在所蔵している資料は 1975 年から 2003 年にかけての省人民委員会資料で、内容的には財政関係と人民委員会作成公文書が中心となっている。加えて、2012 年 7 月のアーカイブズ法発効以後省内アーカイブズ部門すべてから移管された歴史的に重要な公文書を集中管理することになって

いる。

現在アーカイブズ支局は、各機関・組織の公文書整理を代行している。同支局では、原局で現用・非現用文書として選別された公文書を年次別・原部局別に分類し函（dossier）に収め、函に標題を付すとともに、標題リストをパソコンで作成している。分類され函に収められた公文書は再び原局へ戻される。本来ならばこれらの整理を委託された資料の中から歴史的に重要な資料を抽出し省アーカイブズ支局に移管するのだが、文書庫がない現段階では原局へ戻すという代替手段を採らざるを得ない。しかし、この作業を通じて原局に対して公文書管理・保存業務の実践例を示すとともに、原局における公文書整理を促している。実際に、原局では整理委託する際に現用・非現用文書の選別作業が行われ、アーカイブズ支局から戻されてきた資料は函に収められている。これによって、高温多湿の気候のせいで紙が脆くなったり字がかすれたり劣化が進んだり、専用文書庫や棚がないまま袋詰めにした資料が多く破損しているという状態から、保存環境は多少とも改善されている。

2007 年以降同支局が委託を受けて整理した資料の総量は、省レベル各局・組織（4 局、1 委員会、2 センター）で 2,468m、市・県レベル（1 市 4 県）で 1,223m に及んだ。同支局に委託するのは別に、同支局による指導下に、一部の機関・組織が独自に公文書整理を実践しており、県レベルでは 4 県がすでに整理を終えている。しかし、省内における資料の総量は、各局・部門で 13,616m（うち整理済 1,079m、おおよそ整理済 1,358m）、各国営企業・経済組織・社会組織・社会事業では 3,126m（うち整理済 404m）、県レベルでは

約 5,799m（うち整理済 1,238m）と見積もられ、その大部分が未整理のままである。

アーカイブズ支局の利用は公的機関関係者に限定されるため、閲覧者は非常に少なく、昨年実績では、延べ約 20 回の利用があったに過ぎない。まだ閲覧室がないため、利用に際しては要請機関への資料貸出で対応している。

同支局は省内すべての機関の公文書管理担当者に対するアーキビスト研修を行っている。後述する下級行政単位の県・村や各部局はいずれも文書管理担当者を選任常駐する規定となっており、その担当者は同支局が省内各地で催すアーカイブズ専門業務研修を受講しなくてはならない。現在公文書管理担当者は、省レベルの各局・部門・機関・単位で 180 名、市・県レベルで 210 名である。

ロンアン省内アーカイブズ業務全体の問題点として、下記の 3 点が挙げられた。第一に一部の機関・単位の上層部が文書保存業務の目的に関心を持たないため、未だに公文書管理担当の専任官を置いておらず、兼任の担当者のレベルもアーカイブズという専門業務に応じるほど高くない。第二に、省および一部の機関・単位・地方では文書庫などの設備が整えられておらず、また整理用人件費等の経費が不足しているため、公文書整理業務そのものに支障をきたしている。第三に、各機関・単位において、毎年、現用・非現用文書を分別する作業は未だ十分に実現されておらず、資料が束で括られている状態にある。同支局が研修を通じて提供した管理業務に関する情報や技術も必ずしも実践されておらず、アーカイブズ啓蒙活動や研修の効果は高いとは言えない。

## 2.2. 県レベル

ここで紹介するヴィンフン県はロンアン省北方カンボジア国境に隣接した新開地である。1979年県政が施行され、80年代末国内移住政策によって人口が急増した結果、現在県内に県都ヴィンフン市以下9村を擁している。稲作を主産業とする純農業県である。

同県のアーカイブズも省の場合と同様に人民委員会のアーカイブズであった。しかし、現在でも独自の文書庫を持っていないため県アーカイブズとして独立した形態をなしておらず、人民委員会建物2階の1室を、文書庫として充当し、その管理責任者は、人民委員会事務室長(chánh văn phòng)が兼務し、担当者は1名のみである。所蔵資料は、紙・現物・その他設備機器を含む各種の記録(hồ sơ)すべてであるが、棚等の排架設備が不足し職員の関心もおざりて長い間詰め込まれたままであったため破損しているものが多かった。うち紙の各種資料については仕分け・分類され、ようやくアーカイブズ作業の初段階である体系化、すなわち目録作成段階に至っている。この段階の作業では標題等を記入した台帳を作成するだけでなく、所在情報のデータ化もおこなうべきところであるが、パソコン等の機器が不足しているため、作業はまだ試行段階という状態である。また、アーカイブズ部門の担当者についても、省アーカイブズ支局が要求するアーキビストという専門職に相応する大学卒業レベルの学歴者という基準は、同県のように大卒がまだ希少な地域では見つけ難いうえに、待遇面でも大卒者にとって必ずしも魅力的な高給・高位職とは言えず、その専門分野に対する一般の関心・認識が低いことも相俟って、現実には事務室職員が兼務し専従職員はまだいない。

## 2.3. 村レベル

ヴィンフン県内のK村は1989年に成立した開拓村であり、村成立後に誕生した若い世代を除く村民すべてが移住者である。村民の出身地はロンアン省内のみならずベトナム全地域及び隣接するカンボジアまで及んでいる。同村の全域が「国境区域」に含まれ、国境脇の1集落については軍事機密地域として写真撮影を禁止されている。K村はまた遠隔地振興法の対象地であり、政府が現在推進している「新農村建設運動」では2年内にその基準を満たして「新農村」認定が予定されている農村振興政策モデル村でもある。

行政機関である村人民委員会には、公文書を管理する専従担当者(cán bộ văn thư lưu trữ 漢字表記にすると「文書留貯幹部」)1名が置かれ、業務の専門性に係る手当として省内務局から給付金が給与に上乘せされている。担当者は省アーカイブズが各地で開講する業務研修を受講することが義務付けられている。



写真 2. K村人民委員会の窓口

担当者の具体的な日常業務は、省や県といった上級機関から送付される公文書を受領し、それぞれを担当者(主に人民委員会主席、不在の場合は副主席)に渡し、担当者が書類に目を通し書き込み・押印して決裁済みとなっ

た公文書をふたたび預ると、その受領記録として受領日、公文書 No.、発行機関、内容、受領者名を台帳に記入して、文書庫としているキャビネット (tủ) に収納・保管する、というものである。受領した公文書は、内容別の分類ではなく年次別にファイリングしてすべて保存しておくため、毎年ファイルボックス 4~5 函分になる。公文書受領記録は毎年台帳 2 冊分になり、年次が替るとやはりキャビネットに収納・保管する。

公文書の授受は原本主義の立場から郵送が主であり、それ以外では、人民委員会主席・副主席が県の会合に出席した折に持ち帰ることがある程度で、ファックス、メールによる授受は機関からの会合出席の招請状など限定的である。

村人民委員会には、村民の申請書類を扱う窓口係 (cán bộ một cửa) が別途 1 名置かれており、上級機関から回送される公文書のルートと村民側から提出される申請書類のルートが分別されている。窓口係の具体的な業務内容も公文書管理担当者にはほぼ類似している。具体的には、村民から提出された出生届など各種の申請書類を各担当者 (司法・地政・傷病社会・戸籍) に渡し、担当者の決裁書類を申請者に返却するという業務が基本であるが、そういった申請書類の授受が行われる度に、書類のナンバリングをし、受領日、内容、経過 (処理中か否か)、返還日、担当者名を台帳に記入することになる。扱う申請書類は多岐にわたり、出生届、死亡届、婚姻届、求職届、土地紛争書類等がある。窓口係は公文書管理担当と異なりアーカイブズの専門業務を担当していないと見做されるため給付金の上乗せがなく、公文書管理担当より低位におかれている。

K 村にはまだ文書庫がなくキャビネットで代用し、人民委員会全体ですでに 10 個以上のキャビネットがある。キャビネットは担当別に管理され、公文書 (hồ sơ) と申請書類 (giấy tờ) は分けて保管されている。現在建築中の人民委員会には、文書庫が設けられる予定である。

中央省庁の省出先機関である各局 (sở) もまた県にその下級単位となる室 (phòng) を設置しており、アーカイブズ機能については県人民委員会と同様に事務室に文書庫を付設し、事務室職員がアーカイブズ部門の職務を兼務している状態と思われる。



写真 3. K 村公文書保管キャビネット

省一県一村と階梯順にロンアン省におけるアーカイブズの現状を見ていくと、現今の課題は何よりも行政の場における公文書管理の徹底化と堆積している公文書の整理であり、アーカイブズ制度の整備はようやくその端緒に就いたばかりであることが窺える。

また、総体的に地方における現実に比すると、中央で決定された制度改革が先走っている感が否めない。その中央一地方間の乖離はとりわけ公文書管理担当者もしくはアーキビストの専門的職掌をめぐって顕著に示されている。省アーカイブズ支局では国家アーカイブズの理想に則り、一般事務職員を専門職ア

アーキビストに充当しアーキビストとしての技術養成研修を課し、その専門的職掌に係る給付という制度的保障をしている。しかしながら、その職務遂行能力のレベルは低く、また専従職員も少ないことが指摘されている。一方、直下の県では大学卒の高学歴職員が希少である中でアーカイブズ専門業務に彼らを割く余裕はないというジレンマを抱えている。さらに地方行政末端の村においては、公文書管理担当者の実際の日常業務は窓口係とほとんど異ならず、アーカイブズマネジメントとレコードマネジメントが未分化の状態である。

公文書管理担当者あるいはアーキビストが未だ十分に養成されていないという現状は、省アーカイブズ支局が描くアーカイブズ制度構想に支障をきたしている。アーカイブズ部門の現場における公文書整理が進展しないこと、ひいては公文書整理の過程で抽出されるはずの歴史的価値の高い公文書の収集も進まないことである。2012年7月、ロンアン省では公文書法が発効し、歴史資料を抽出し省アーカイブズ支局へ移管することになっている。しかし、歴史資料選別作業は原局に任されており、前述のヴィンフン県では「その要請が来ていることは知っているが、日常の業務が忙しくて手をつけていない」とし、省アーカイブズ支局の構想を実現するまでの道のりは遠いと思われる。

### 3. アーカイブズ制度整備の問題点と重要性

前章で概観してきた地方アーカイブズ制度の構築とは、換言すれば公文書管理の徹底化である。現在ベトナムにおいて地方アーカイブズ制度の整備が焦眉の課題となっている背景には、同国の公文書行政が抱える諸問題がある。

冒頭でふれたドイモイ後の「法治国家」志向は、国家一社会に「文書主義」を浸透させた。ドイモイ以前においては共産党・国家の統制・管理が強かったため、行政機関のトップダウンによる決定はほとんど明確な根拠を明示されることなく即時執行され、国民が異を唱えることは難しかった。はびこった官僚主義的な対応は往々にして事なかれ主義の無責任な運営につながり、事案を決裁した公文書は作成されても後日の公開・運用のために保管する意識が薄かった。現在行政機関は国民に対して法規・公文書を明示してその根拠に基づいて業務を執行することが要求されるようになっており、その際に過去の公文書を掘り出してくる必要性が出てきている。

前述のヴィンフン県では、人民委員会文化担当副主席が数年前まで事務室長を務めていたためこの問題に詳しく、行政遂行上のアーカイブズ整備の重要性を具体的な事例を挙げて説明した。

「アーカイブズ事業はきわめて重要である。地方における諸問題解決にあたって、アーカイブズ事業はとくに歴史的性質がある諸問題について多大の利益がある。例えば、以前に県は教育部門に対して訓練学校を設立するために土地を一部提供したが、現在の訓練学校校長がその土地に居住し、その土地を自身のものと見做すようになった。校長が離婚したときその土地は夫婦共有財産として分割され、校長自身に残された一部は別の教員に売却された。購入者が国家機関で土地登記をしようとして初めて公有地であることが発覚した。この土地の来歴に関する記録資料を探して、県は公有地の私的占有状況を解決しその土地を接収して養殖池として区画した。」

副主席は、この事案について該当する資料



を文書保管室から探し出すまでに長い時間がかかったため解決も延引したと結んだ。公有地の私的占有という本事例は、地政局と県人民委員会の2機関がそれぞれ証拠資料として関連の公文書を明示して問題が解決しており、その際のアーカイブズ機能の重要性もさることながら、現今における国家－国民双方における法治主義の浸透が窺われる。

しかし、ベトナムにおいてはそもそも公的機関で作成され機関長の朱押印がある公文(công văn)と総称される公文書は多種・多岐にわたる。渡辺英雄によると「ベトナムの法規を日常的にフォローしていると、法規規范文書制定法で規定されていない「公文書」に数多く出会う。これらには、政府が制定するものもあれば、各省庁が制定するものもある。そして、それらの中には、内容からして法規として扱わなければならないものが少なくない。... (中略) ... 企業や人民に深く関係する内容を規定する公文書が数多く存在しているが、ベトナム公報(công báo)に掲載されるものは、まれである。これら公文書は、法規規范文書制定法所定の法形式ではないため、公布を義務づけられていないからである。」[渡辺 2000: 60-61]。政府および中央省庁の公文書においても公報等で公開・周知されないものが多く存在する。まして、地方では人民評議会の決議、人民委員会の決定・通知、各省庁の地方局が出す通知類は、周知の必要度が高いものについては地方新聞、テレビ・ラジオ・地域有線放送、省公式ウェブサイトを紹介して公表されるが、その公表数は十分とは言えない。公表・未公表に限らず公文書が自在に閲覧できる場としてアーカイブズは重要である。

多種多様な公文書が氾濫するに加えて、行

政の現場で取り扱う公文書の量が増加し、かつその管理が必ずしもなされていない。

県・村の地方行政下位になるほど上級機関・組織から降りてくる公文書量は増大し、担当者が書類に埋もれる事態を引き起こしている。前述の県副主席は、県人民委員会内各室で扱う書類はたいへん多くなっており、副主席である自身の例では、「今朝午前中だけで2回会合に出席し、その間に書類が15枚積み上げられていた」と述べている。

作成される公文書量も増加し、それに伴い公文書管理に新たな問題をもたらしている。

例えば、筆者の手元にあるK村の2010年、2011年年末報告書にはいずれも報告書No.25(BCso25)という文書ナンバーがふられており、この通番から推測すると村人民委員会が作成し上級の県人民委員会へ提出する各種報告書は年間で25件前後である。しかし、村人民委員会で作成される報告書の情報源を辿ると、村人民評議会や各種社会団体、そして村の末端単位である集落など人民委員会の外で作成されている公文書に行き着く。

筆者が2000年から2001年にかけてK村を訪れたとき村はようやく電化の端緒についたばかりで、村の中心にある人民委員会には電気は通じているものの暴風雨による断線などで停電が多かった。当時人民委員会は数台のタイプを所有していたが、ファックス、パソコン、コピー機等の事務機器はまだなかった。2012年現在では人民委員会にはこれら事務機器が設置され、幹部にはパソコン操作能力が求められ、公務員の守秘義務が課せられている。一方、人民委員会の外で作成される公文書のほとんどが個人宅あるいは村市場周辺の代書屋で作成されており、ボーンデジタル文書の管理・統制は今後の課題である。



写真 4. 未整理の公文書

これまで述べてきたように、氾濫する公文書を管理するうえで、公文書保管規定が重要となってくる。今回取材では文書保管規定まで踏み込む余裕がなかったが、聴取内容の端々から、現場で採用されている公文書類の保管・廃棄ルールを推測すると、おおむね下記のようなになる。

中央アーカイブズの公文書保管規定では、歴史資料を除く公文書の保管期間が5年、種類によっては10年であり、保管期間を過ぎると廃棄される。その間に資料は分類され、廃棄する際にも各種資料の廃棄を検討する会議を開きその評価結果によって廃棄されるか否かを決める。とりわけ歴史資料についてはこの規定が遵守される。しかし、実際には公文書保管規定がどの程度遵守されているか不明である。上述のヴィンフン県人民委員会では、直下の各村人民委員会から提出される財政・

行政活動等の報告書については、数ヶ月おき、半年おきの報告書は臨時的な性格があるためほとんど重視せず、年末報告書のみ年度総括として重要なため保管している。またK村人民委員会では、提出される申請書類のうち受領のみで返却されない書類は、2年後に廃棄すると述べている。取材で管見した限りでは、最近まで公文書を分別・廃棄しないまま放置し、建物の新築・修築にともなう移動等によって、破損・紛失するというケースが多かったのではないかとと思われる。

#### まとめ

アーカイブズはその国の法・統治機構を反映するものであると言える。

ベトナムのアーカイブズの特徴は、中央から地方末端に至る階梯組織とアーカイブズ部門を有するすべての機関・組織が縦横にアーカイブズネットワークを形成していることにある。国家アーカイブズはそのアーカイブズネットワーク上の頂点にあつて、アーカイブズ法の根拠に基づき国内すべてのアーカイブズに対して権限を行使することができる。その範囲は政府機関に留まらず、各社会团体や国家を領導する立場にある共産党にも及ぶ。

このようなアーカイブズ権限の強化・拡大傾向の背景には、ドイモイ後四半世紀を経て浸透した法治主義がある。法・行政のいつ・いかなる場においても即座に根拠資料—公文書を明示できる状態におくために、公文書管理の徹底化を図らねばならない。それを担うのがアーカイブズである。国家アーカイブズとその直下にある地方—省アーカイブズは、アーカイブズネットワークを介して、公文書管理を指導・運営している。日本人研究者のアーカイブズ観にある歴史資料の保管・閲覧

の場としてのアーカイブズは、ベトナムアーカイブズの職掌の一端に過ぎないのである。

現今のベトナムにおける地方アーカイブズは、アーカイブズという専門的職掌を理想として掲げながらも、新興国ゆえの現実が立ちだかっている。しかし、ロンアン省アーカイブズ支局で取材に応じた同支局副局长は「5年後にまた来てください。お見せできますから」と結んだ。最近のベトナムにおける法・行政改革の早い進展は、この挨拶を素直に首肯できるものとしている。

#### 【参考文献】

朝日崇『実践アーカイブ・マネジメント：自治体・企業・学園の実務』大阪，出版文化社，2011.10

遠藤聡「ベトナムの国会と立法過程」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』No.231，2007.2，p. 110-133

遠藤聡「ベトナムにおける法体系の整備：2008年法規範文書公布法を中心に」『外国の立法：立法情報・翻訳・解説』No.238，2008.12，p.177-190

白石昌也「党・国家機構概観」同編『ベトナムの国家機構』明石書店，2000.5，p.15-52

中野亜里「ベトナムにおける党－国家と市民社会の関係性：「実社会」からの政治革命の要求」寺本実他編『現代ベトナムの国家と社会：人々と国の関係性が生み出す<ドイモイ>のダイナミズム』明石書店，2011，p.133-182

渡辺英雄「法規文書の制定と運用」白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店，2000.5，p. 53-81

Cục Thông kê Tỉnh Long An : *Niên giám thông kê 2009*. Cục Thông kê Long An, 2010

(おおのみきこ: 神田外国語大学非常勤講師)

<sup>1</sup> ベトナム社会主義共和国憲法第2条。*Hiến pháp Nước Cộng hoà Xã hội Chủ nghĩa Việt Nam : đã được sửa đổi, bổ sung năm 2009* (NXB. Chính trị Quốc gia, Hanoi, 2011)参照。

<sup>2</sup> 白石は、共産党と国家の関係について、ドイモイ以後共産党は「国家・社会の管理・運営に関しての基本的指針や方向性を決定することに極力専念し、その具体化や実践については国家諸機関に委ねる」とし、党の指導的地位は弱まったが、「党が領導し、国家が管理し、人民が主人となる」状況はドイモイ前後も変化していないと指摘している [白石 2000: 16]。

<sup>3</sup> 公文書とそれに関わる法規規范文書公布法、同改正法については [遠藤 2007; 2008] を参照。

<sup>4</sup> 本章の概略はベトナム国家アーカイブズの公表資料による。<URL:<http://www.archives.gov.vn>> (accessed 2012-01-31)。

<sup>5</sup> 本稿では、ベトナム語 *lưu trữ* をアーカイブズとして訳出している。漢語由来の *lưu trữ* (漢字表記「留貯」) は単なる保存の意に留まらず、ベトナム語辞典では「記録書類・資料を体系化して整理排架し、探究・発掘する便宜に供する」とあり、英訳では *conserve, preserve* と *archives* が充当されている。本稿では機関名称に変更がある場合、原語を補記した。

<sup>6</sup> 資料整理はフランス式を踏襲して函 *dossier* にファイリングされ、資料の数量も函を並べた長さで測る。ロンアン省アーカイブズで見た *dossier* は A4 サイズファイルボックスで内寸巾約 10cm であったが、過去

---

に筆者が第2アーカイブズセンターで実見した dossier には函型でないものも含まれていた。おそらくファイルのサイズ・タイプは多種にわたっていると思われる。

- 7 国家機構は、専門分野を横断する部門 (ngành) と中央から地方へ縦断する級 (cấp) 概念によって分類される。[白石 2000: 18]。
- 8 同法の中で国家アーカイブズは「共産党に参謀する職能を有する」旨の文言が盛られ、国家機関のみならず共産党とも職掌内における関係性が保障されている。
- 9 本章の報告は、ロンアン省内務局 (Sở Nội vụ) 「ロンアン省アーカイブズ部門の形成と発展過程報告 (Báo cáo quá trình hình thành và phát triển của ngành lưu trữ tỉnh Long An)」(2011年12月) および2012年2月に実施したロンアン省アーカイブズ支局、同省ヴィンフン県人民委員会、同県 K 村人民委員会それぞれにおける聴取内容による。